

平成21年第7回太子町議会臨時会（第422回町議会）会議録

平成21年11月26日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 同意第6号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 5 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号))
- 6 議案第56号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第57号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 同意第6号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 5 承認第3号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号))
- 6 議案第56号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第57号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	井 川 芳 昭	2 番	清 原 良 典
3 番	中 島 貞 次	4 番	服 部 千 秋
5 番	長谷川 原 司	6 番	井 村 淳 子
7 番	中 井 政 喜	8 番	橋 本 恭 子
10 番	花 畑 奈知子	11 番	北 川 嘉 明
12 番	上 田 富 夫	13 番	村 田 興 亞
14 番	桜 井 公 晴	15 番	佐 野 芳 彦
16 番	熊 谷 直 行		

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	上 田 眞 也	書 記	木 村 和 義
書 記	肥 塚 馨		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	首 藤 正 弘	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	佐々木 正 人

生活福祉部長 丸 尾 満
教育次長 塚 原 二 良

経済建設部長 富 岡 慎 一
財政課長 香 田 大 然

議長あいさつ

○議長（熊谷直行） 開会に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

寒さ日ごとに加わってまいります、議員各位には極めてご健勝にてご参集を賜り、本日ここに平成21年第7回太子町議会臨時会（第422回町議会）が開会できますことは、町政伸展のためまことにご同慶にたえません。

本日招集されました臨時会に付議されます案件は、人事案件、補正予算、給与改定に伴う関係条例の改正等であります。いずれも町政にとって重要な案件でありますので、議員各位におかれましては、格別のご精励を賜り、慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会のあいさつといたします。

町長。

~~~~~

#### 町長あいさつ

○町長（首藤正弘） 平成21年第7回太子町議会臨時会（第422回町議会）が開会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成21年もあと一月少々と慌ただしい時節を迎えようとしておりますが、議員各位におかれましては、公私ともご多忙のところ、ご健勝にて本会議にご出席いただきましたことに、厚くお礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会におきましては、副町長の人事案件1件、専決処分した補正予算の承認案件1件、人事院勧告に伴う条例案件3件の計5件につきましてご審議をお願い申し上げます。

よろしくようお願い申し上げ、まことに簡単ではございますが、臨時町議会の開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから平成21年第7回太子町議会臨時会（第422回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（熊谷直行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、井川芳昭議員、清原良典議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（熊谷直行） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（熊谷直行） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等5件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、平成21年第6回定例会において議決され、その取り扱いを議長に一任されておりました自主共済制度の保険業法の適用見直しを求める意見書及び中小業者の自家労賃を必

要経費として認めることを求める意見書につきましては、議決後直ちに関係方面に提出し、その善処方を要望しておきましたのでご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、平成21年度8月分及び平成21年度9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手許に配っておきましたからご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定に基づき、説明のため本臨時会に出席を求めました者の職氏名はお手許に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 同意第6号 太子町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（熊谷直行） 日程第4、同意第6号太子町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 同意第6号太子町副町長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

平成17年12月1日より副町長をお願いしております八幡儀則氏の任期がこの11月30日をもって満了となります。引き続き同氏を選任したいため、地方自治法第162条の規定に基づき、町議会の同意を求めるものであります。

八幡氏の経歴は、参考資料のとおりであります。ご承知のとおり、行政経験豊富であり、人格高潔にして人望も厚く、副町長の適任者であると考えております。よろしく審議を賜り、原案のとおり同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の議案は同意人事に関する案件ですので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに採決を行います。

これから同意第6号を採決します。

この採決は無記名投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（熊谷直行） ただいまの出席議員は13名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に村田興亞議員及び桜井公晴議員を指名します。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（熊谷直行） 念のため申し上げます。本案を可とする方は賛成と、否とする方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛成が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（熊谷直行） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

職員が氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（職員点呼、投票）

○議長（熊谷直行） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 投票漏れなしと認めます。

す。

投票を終わります。

ただいまから開票を行います。

村田興亞議員及び桜井公晴議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

○議長(熊谷直行) それでは、投票の結果を報告します。

投票総数 13票です。

投票のうち賛成 9票、反対 4票

以上のとおり、賛成が多数です。したがって、同意第6号は原案のとおり同意されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(熊谷直行) この際、副町長に選任同意されました八幡副町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

八幡副町長。

○副町長(八幡儀則) 失礼いたします。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま首藤町長から副町長の再任につきまして同意を求める議案をご提案いただきましたところ、議会議員の皆様方の温かいご同意を賜りまして本当にありがとうございました。心から厚く御礼申し上げます。

政権交代によりまして国家戦略室の創設、行政刷新会議における事業の仕分け等、政治手法が大きく変化しようとしております。国・県の状況を見きわめながらこれからの政策を推進する必要があると考えております。政府は景気低迷により国の平成21年度の一般会計税収見通しを当初見通しより8兆円減額修正し、37兆円台とする方針を固めたようでございます。

本町におきましても、平成20年度の実質単年度収支は3年ぶりの赤字となり、財政見通しは危機的な状況でございます。行財政改革を着実に進め、限られた財源を優先度の高い事業に充当しながら安全・安心のまちづくり

に努めるとともに、住民の皆様に喜んでいただける行政サービスの提供に全力で取り組みたいと考えているところでございます。

そして、首藤町長の補佐役として1期4年の経験を生かし、職員と一丸となって太子町の発展と住民福祉の向上のため最善を尽くし、総合計画の基本目標である“和のまち太子”の実現に向けて全力を尽くす決意でございます。

これからも議員の皆様方には今まで以上のご支援、ご協力とご指導、ご鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げましてお礼のあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長(熊谷直行) 八幡副町長の発言は終わりました。

~~~~~

日程第5 承認第3号 専決処分したもののにつき承認を求めることについて(平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号))

○議長(熊谷直行) 日程第5、承認第3号 専決処分したもののにつき承認を求めることについて(平成21年度兵庫県太子町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(熊谷直行) 本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(首藤正弘) 承認第3号専決処分したもののにつき承認を求めることについて説明を申し上げます。

平成21年度一般会計補正予算(第4号)についてでございますが、全国で感染が拡大している新型インフルエンザでございますが、国が実施する新型インフルエンザワクチン接種事業の優先接種対象者のうち、医療従事者に続いて基礎疾患を有する者、妊婦に対する接種が既に11月2日から実施されております。このワクチン接種にかかる自己負担につ

いて、生活保護世帯及び町民税非課税世帯に属する者に対しては新型インフルエンザワクチン接種助成事業実施要綱で負担軽減をすることとしており、その助成を措置する必要がありますので、補正予算を11月2日付で専決させていただいたものでございます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,577万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億9,154万円とするものであります。歳入予算につきましては、新型インフルエンザワクチン接種費助成事業の財源として県費4分の3、町費4分の1となっており、県補助金、財政調整基金繰入金を追加しております。

歳出予算につきましては、予防費の新型インフルエンザワクチン接種費助成事業費で扶助費と事務費を追加しております。慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 歳出の印刷製本費追加、通信運搬費追加、これは新型インフルエンザ関連のものでしょうか、それ以外でしょうか。これについて説明してください。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 事務費の関係でございますが、いずれも新型インフルエンザに関する事務費でございます。印刷製本に係りましては証明書、俗に言います非課税証明、それから生活保護証明、この証明書の印刷費でございます。

また、通信運搬費につきましては、たつの市並びに太子町、このたつの市揖保郡医師会外の医療機関で予防接種をされた方につきましては、通信用の郵送関係の費用でございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 専決処分をするに当たっては議会のほうにも事前の協議がありましたのでそれはいいといたしまして、11月2日から今日までこれの、いわゆる活用ですね、活用されている実態、わかりますか、それを説明いただくことと、それからやはり提案説明っていうのは少なくとも、先ほども説明がありましたように、生活保護あるいは町民税の非課税世帯、その2,577万7,000円に対応する対象と目される予定するものの内訳についても説明をするべきだと思うんです。説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） まず、専決の活用の実態でございますが、まだ実数的には請求というのが参っておりません。それぞれ医療機関のほうでこの11月では妊婦さんと、それから基礎疾患を有する方が対象になっておりますが、まだ請求が参っておりません。ただ、税務課サイドでの非課税証明の発行の状況でございますけれども、きのう現在で49件の証明書が出ております。

その対象の予定者数のお尋ねでございます。たんですが、これにつきましても大体国が当初示してきた数字は人口の約3割がこういった負担軽減の対象になるだろうという数値がございまして、私どもも大体対象者数をはじいたわけでございますが、ただ基礎疾患を有する方につきましては情報がございませんので、なかなか数値の把握というのは難しゅうございます。総数では4,175人の数を見込みました。それぞれの優先対象者の区分ごとによってそれぞれあるんですが、そのうちで学童の関係でございますが、1歳から就学前の方につきましては対象者数が大体2,145人ございまして、そのうち負担軽減となる方が大体640ほどということございまして、対象者の総数が太子町の人口3万4,200余りでございますが、そのうちの1万4,000人を対象

と見込みまして、そのうちの負担軽減、今回の専決の対象としております方が4,175人でございます。

歳出の扶助費につきましても、1回目が3,600円、2回目が2,550円の合わせて6,150円、それに4,175人分ということでの歳出予算でございます。

以上でございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 私はこのインフルエンザのワクチンの接種事業について当然やるべきだと思ってますし、またこの該当する方々にどのような方法でもって通知をしていくのか、そういったところ辺のことの説明をいただきたいと思います。例えば、基礎疾患を有する方とか妊婦の方、低所得者等々あるわけですが、中には高齢者の方もいらっしゃると思いますし、そういった中でその通知を本人あてにどういうスタイルでやっていくのかだけ説明をいただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 対象者の方それぞれ個々に通知ということはございません。広く国のほう、県のほう広報しておりますし、本町におきましてもホームページ並びに町報のほうでご紹介をしておるところでございますが、ただ学童の小学校低学年につきましては来月12月に個別的集団接種ということで集団接種体制をしいておりますので、この1年生から3年生の児童につきましては各家庭に、俗に言います通知といいますが、をさせていただいておるところでございます。それ以外につきましては今のところはこういったカテゴリーというような、区分というところでお知らせをしておるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 中井政喜議員。

○中井政喜議員 各個人あてには通知はしな

いということでございますけれども、やはり高齢者の方、またひとり住まいで高齢者の方に対しては何らかの方法等を講じるべきでないかと、私はこのように思うんですが、当局で一度ご検討いただきたいのと、このように感じているんですが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 個人通知につきましては考えておりませんが、今盛んにちまたのほうでも言われておりますので、全然全く行き届かないということはないと思っておりますが、再度通常のひとり暮らしの方を取り巻く環境といえますか、それぞれ地域の方、民生委員さんの方、いろいろ携わっていただいておりますので、またその辺検討したいというふうに考えます。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 インフルエンザは今のところ集団的には発生してないんですが、仮にもしこれから本格的な冬に向かって集団で発生したときに個々の医療機関では対応ができないということはテレビ等でも盛んに言われとるわけなんですけれども、例えばある一定の場所を設けて、そこに医師をそこへ集約して集団でやると、したがってそのワクチンの、今何か10人分ぐらいの大きな容量のワクチンで対応するというところらしいんですが、それにはやっぱり個々の病院では余ったりとか、余って廃棄せないかんとかというようなそんな問題もあるんで、やはりできるだけ集団でやりたいというようなことが報道されておるわけなんですけれども、太子町の場合に、もしそういう集団で対応せないかんとするような場合にそういう一応の準備といえますか、マニュアル的なものはできておりますか。お尋ねします。

○議長（熊谷直行） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（丸尾 満） 集団発生の状

況、俗に言います危機管理の一環でございますが、集団発生、蔓延状況を呈したということでございますが、その際のまず医療機関につきまして、今議員さんのほうからもういっぱいいっぱいになるだろうということなんです、具体的にこうというところは至っておりませんが、やはり公共施設等の活用ということが言われておりますので、体育館、また会館等々での対応ということが考えられます。

また、医療機関の状況につきましても、これまでも既に休日夜間の受診者というのが非常に増えてきておる市町がございまして、非常にキャパシティーもいっぱいいっぱいというところでございますので、それぞれの開業医さんのほうへの、俗に言います時間外の延長診療と、また休日の臨時診療といったことでの対応、また休日夜間センターの拡充といったことか、執務される先生の拡充といったことがメニューに上がってきております。そういうことでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本案は承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（熊谷直行） 挙手全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

~~~~~

日程第6 議案第56号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第57号 太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第58号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（熊谷直行） 日程第6、議案第56号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第8、議案第58号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（熊谷直行） 順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（首藤正弘） 議案第56号から議案第58号までの条例改正について一括して説明を申し上げます。

去る8月11日に人事院より国家公務員の給与改定等についての勧告がありました。本年度の人事院勧告の主な内容として1点目に、民間給与との格差マイナス863円、マイナス0.22%を解消するため、初任給を中心とした若年層を除いた職員を対象として平成21年12月1日から給料表を改定し、給料月額を平均0.2%引き下げることであります。

また、民間との給与比較は4月を基準として実施されますので、その調整を図るため、12月期の期末手当において、平成21年11月までに支給した給与については4月給与に調整率マイナス0.24%を乗じて得た額に4月から11月までの月数8月を乗じて得た額と6月期に支給した期末勤勉手当に調整率マイナス0.24%を乗じて得た額との合計額を減額することとあります。

2点目に、期末勤勉手当の支給月数を民間の支給割合4.17月に準じて年間で0.35月引き下げることであります。

3 点目に、住宅所有者に係る住居手当を廃止することであります。

4 点目に、長時間労働を抑制し、職員の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とする労働基準法の改正を受け、平成22年4月1日より月60時間を超える超過勤務の時間外勤務手当の支給割合を引き上げること。また、当該支給割合と本来の支給割合の差額分の支給にかえて、勤務することを要しない日、また時間を指定する制度を新設することであります。この勧告に基づき国の給与関係法律の一部を改正する法律が10月27日に国会に提出されたことに伴い、これに準じて地方公務員の給与においても同様の改正を実施するものでございます。

最初に、議案第56号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、期末手当の支給率を引き下げるものでございます。6月期の期末手当の支給月数を0.2月引き下げ、2.125月を1.925月とし、12月期の期末手当の支給月数を0.15月引き下げ、2.275月を2.125月とするものでございます。なお、21年6月期の期末手当につきましては、5月の条例改正において暫定措置として1.925月の支給としたところでございます。

また、議会議員の期末手当についても議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項で当条例の例によることとなっているため、同様となります。

施行日については、12月1日としております。

次に、議案第57号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、特別職の給与条例と改正内容が同じでございますので、省略させていただきます。

次に、議案第58号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、給料の引き下げ、期末勤勉手当の引き下げ、住宅所有者に係る住居手当の廃止、時間外勤務手当の支給割合の改

正、時間外勤務代休時間の新設を改正内容とし、一般職の職員の給与に関する条例、職員の勤務時間等に関する条例、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3条例を改正するものでございます。

本条例の詳細につきましては、副町長よりご説明させていただきます。

以上、議案第56号から議案第58号までの条例の改正についての提案説明とさせていただきますが、よろしくご審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（熊谷直行） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 議案第58号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

それではまず、第1条改正、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、第19条第2項におきまして期末手当を12月で0.1月引き下げております。

次に、第20条第2項におきまして勤勉手当を0.05月引き下げております。

次に、給料表の改正について別表第1を改め、初任給を中心とした若年層を除いた職員に係る給料月額を改定しております。平均改定率はマイナス0.2%でございます。対象となる号給については、1級56号給、2級24号給、3級8号給より上位の号給であり、対象職員は若年層職員20名を除いた175名でございます。

次に、第2条改正について説明を申し上げます。

第11条の2第2項の改正により、住宅所有者に係る住宅手当を廃止する改正を行っております。

また、附則第18項において住宅所有者に対して月額3,500円を支給するとしております住宅手当支給の特例に係る規定を削除しております。本町においては73名が対象となります。

次に、第13条で時間外勤務代休時間及び代

休日について給与を減額対象から除外いたしております。

次に、第14条は時間外勤務手当の支給率の引き上げと時間外勤務代休時間の調整規定でございます。第4項で月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げること、第5項で当該支給割合と本来の支給割合の差額分の支給にかえて時間外勤務代休時間を指定され勤務しなかったときは、差額分の時間外勤務手当を支給しないこととする規定を追加しております。

次に、第19条第2項で6月の期末手当を0.15月引き下げております。第1条の改正と合わせまして期末勤勉手当の年間支給率は4.5月から4.15月に改正されます。

なお、6月支給分については5月の人事院勧告に基づきまして5月臨時議会において附則にて条例改正を行い既に0.2月分減額して支給しましたが、このたび本則において支給率の改正を行うものでございます。

給与改定及び期末勤勉手当の支給率の引き下げに伴います12月支給分の期末勤勉手当は約1,200万円の減額となります。

次に、第3条改正、職員の勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。

第8条の4において時間外勤務代休時間制度を規定しております。

第2条の給与条例の改正で月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を100分の150に引き上げておりますが、月60時間以下との支給割合の差額分の支給にかえて健康確保のため勤務を要しない時間を指定することを規定したものでございます。

次に、第4条改正、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正でございます。

平成18年に実施された給与構造改革により給料が大幅に引き下げられ、給料の切りかえに伴う経過措置として現給との差額を支給することとなっておりますが、今回の減額改定に伴いましてこの適用を受けている職員については、現在支給している給料月額に100分

の99.76を乗じて得た額を新たな支給額とするよう附則第7項で改正いたしております。

次に、附則についてですが、第1項において条例の施行日につきましては平成21年12月1日から施行することとしておりますが、第2条、第3条の規定は平成22年4月1日から施行することとしております。

次に、附則第2項についてでございますが、平成21年11月分まで支給した給与及び期末勤勉手当につきましては、平成21年12月の期末手当において減額調整することとなり、調整方法について規定したものでございます。

なお、行政職1級56号給まで、2級24号給まで、3級8号給までの若年層職員につきましては民間との格差がないので対象外となっております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第56号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 人事院勧告に基づくだけでなくみずから町長、もう少し給与を下げられるご意思はありませんか。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 今のところそういうことは考えておりません。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 今質疑がありましたけれども、今回提案されております給与改正関係では人事院の勧告というのが基本的にはありま

すけれども、先ほども質疑がありましたように、今住民の暮らしているのは貧富の差がますます拡大をしております、同時にデフレスパイラルとも言われるようなこともありますけれども、極めて厳しい生活の実態があると、このように考えます。

そういう中でやはり特別職は、今次提案でもありますように、一般職においては給与表の改定で給与そのものが若年層を除いて引き下げられると、こういうようなこととなります。しかし、特別職については、議員ももちろんこれに準ずる形ですからそうなのでありますが、説明でもありますように、また提案でもありますように、期末手当の減額と、こういうような形で対応をするわけですから、給与の減額よりも私は期末手当等の改定のほうが軽いと、このように思います。そういう点から、特別職は住民の暮らしも考え、また町内の給与所得者等の実態とも勘案をして、給与等においても減額をする必要があると、このように考えます。そういう点について、さらにやっぱり考えるべきだと、今のところ考えていないと、こういうようなことでありますけれども、考えた対応こそが今求められているように思うんですが、再度その点についての説明を求めます。

一般職の関係では、あと伺いたいと思いますが、共通との絡みもありますので、あえてこのときに伺っておきたいと思いますが、やはり一般職も同じように本町に暮らされる住民の所得実態、そういうものと比較しながら町の職員もその中の一員としての給与実態に合わせるような形が必要かと思うんです。今給与表等の改正は、先ほども説明がございましたように、一部20名ほどですかね、全体としては対象から省かれる若年層等があるようですけれども、実際に本庁で、例えば1,000万円を超える所得を得る者は、年間です、そういう点で見たらどうかということも何名ほど存在するかということも説明を受けたり、それからそれぞれの給与表に基づいてどこにランクしているのか分布もあわせて

説明を求めます。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 特別職の給与の件でございますが、実際そしたらどういう基準でそういう根拠を出してくるのかなかなか難しい問題であろうと、このように考えるところでございます。ご承知だろうと思います、勤務時間数等々を換算していきますと、果たしてこれがどうかという、実態的にどうであろうかということを考えますと、なかなかそういうところまで引き下げるといのはいかがなものであろうかという思いがするところでございます。我々首長会議でもこうした問題についてもいろいろ議論をするところでございますが、実際そしたら何を根拠に、またどの程度というのも非常に不透明でございます、実態等々いろいろと考え合わせますと妥当な線であるんじゃないかなという思いがいたしております。これ私一人のことではなくして特別職全般的に考える中でやはり今の実態を考えますと、それ相当の、応分の額ではないかというふうに考えております。そうしたところを十分に今後も精査をしていきたいと、このように考えるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 太子町における1,000万円を超える者の分布ということでございますが、その実態については今現在ばかりません。調べておりません。

○議長（熊谷直行） 桜井公晴議員。

○桜井公晴議員 そんなにいないんでしょうかね、何人かあるんですかな、年収でね。いや、町の職員ですよ。だから、分布はすべての太子、いわゆる分布表に基づいて職員の給与表が一応は改正に際して変わるんですけども、変わった分布というのもありますよね、これの分布表に基づいて対象外とされる者の本町職員の給与表の位置っていうのが分布がなかったら給与が計算できませんので、それは出てくるし、トータル期末手当等を含

めて1,000万円を超える者が何人おるか、
こういうようなことはわかっているはずや
ね。だから、その説明はあとしてください。

それから、町長、私はちょいちょいここ
では言うわけですが、基準ってというのはやはり
住民の暮らしとのかかわりにおいてというこ
とが基本的なことだろうと。特別職も少なく
ともここで論議されるというのは、町長並び
に副町長、さらに後の議案にある一般職の位
置づけではありますけれども教育長、それか
ら非常勤の特別職、議会議員、そういうこと
に絡んでまいります。前には8%を減額する
っていうことでやってまいりました。そうい
う点も含めて少なくとも全体の暮らし向きが
厳しい中で特別職もみずから対応していく
と、こういうことが必要であると思うん
です。だから、実際に給与の面において、先ほ
ど1,000万円ということを行いましたけれど
も、基本的に言えば、特別職としてやってい
く中でそれほど高額なものを得なくても仕事
は十分できるのではないかと、こういうよう
なことを思いますので、思い切った引き下げ
をすべきだと、一応私1,000万円という言い
方しましたけれども、その辺のところは適当
なところでないかと、こういうようなことを
思いますので、再度伺います。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） 先ほども申し上げまし
た、やはりそれぞれの必要経費等々も考えな
ければいけないということも思います。それ
から、先ほどの質問にございますように、以
前は8%等々のカットということもさせてい
ただきました。しかし、この公務員なり特別
職等々もそうして特に同じ内容の労働力とい
うことはこの中では適用されないということ
で、残業、また超勤、そうしたものは全くご
ざいませぬ。そうした中での取り組み、やは
り最終的に考えるのはもう決案以外にはない
と、このように考えるところでございます。
むやみにそういうところを引き下げるから
と、引き下げていいかどうかということも
慎重に議論しなければいけないと、このよう

に考えるところでございます。

以上です。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） 1,000万円を超
える職員がいるかということでございます
が、一般職員に関しましてはゼロでございま
す。1,000万円を超えておるとすれば特別職
のみだと考えております。分布図の手持ち資
料はございませんが、職員の給与としまして
は200万円台から最高で800万円台というこ
ろでございます。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませ
んか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、こ
れで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号
は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり総務常任委
員会に付託することにしたいと思います。ご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、議案第56号は総務常任委員会に
付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第57号太子町教育委
員会教育長の給与等に関する条例の一部を改
正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第57号
は、会議規則第39条の規定によって、お手許
に配りました議案付託表のとおり総務常任委
員会に付託することにしたいと思います。ご
異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。
したがって、議案第57号は総務常任委員会に

付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第58号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

服部千秋議員。

○服部千秋議員 何点かお尋ねをいたします。

まず、初任給を含む若年層を除いているのが民間との差がないからであると先ほど言われているのですが、その根拠を示していただけたらありがたいと思います。本当にそうなのかどうなのかということを知りやすく説明してもらえたらありがたいです。

それから、60時間を、これ月でしょうか、60時間を超える残業について、この100分の150ということなんですが、これに当たっている現在の実態としてここまで職務をされている職員は、今からさかのぼって1年でも結構ですし、昨年度でも結構ですけど、どれくらい人数がいるのかというのが第2点目であります。

それから第3点目、先ほどの質問とも関連するのですが、この建物のそばを通りますと、以前ここでもちょっと言ったことがあるんですが、10時を超えても電気がついて、それでまたこういうことを職員と話していたら、いや、日がかわってもやっとなこともありますということを言われてまして、その電気がついてる場所というのは大体特定の課になっている、特定というか、幾つかのところになっているんですけれども、ここに長時間労働を抑制しという部分もあるんですが、仕事の内容について、その調整が、いつときそういうふうに重なることはあるのはその課の内容によりそういうことがあるのも承知しておりますけれども、仕事の内容の調整というものを各課長が、ここには課長は財政課長以外おられません、それぞれの所属課長はこういう、どうも見ておりますと電気が遅くまでついていることがありますので、そういう調整は所属の長としてどのようにされている

のでしょうかということと、それから例えば10時過ぎてとか、夜中12時回ってとかおられる場合、それが残業手当になっているのかわかっていないのか、そこまでも私は聞いたことはございませんけれども、その内容によっては多分ついていて、内容によってはご本人さんが申告されないというようなこともあるのではないかなと思うんですが、その辺の実態は夜10時過ぎてとか、12時回っても電気ついてるけれども、そういう場合も残業手当がどの程度の割合で払われているのでしょうか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） まず、若年層の対象外の根拠ということでございますが、これは人事院の勧告受けまして準拠しております、人事院のほうではその1万1,100の事業所からの抽出ということでございます。そして、その民間との給与比較をした結果若年層についてはそういった差がないということの根拠だけでございます。

それと、60時間を超える対象者でございますが、これは年間を通じてでなしに1月当たりの60時間ということで、その中でやはりそういった所管によりましては、例えば税務課でしたら確定申告時とか、いろんなその分野分野がございまして、そういった時期にやはり超える分はございます。対象としては約40名ほどございます。

それと、仕事内容の調整でございますが、これは各課長のほうで超勤する場合は事前に話をし、どういった業務をするかということでの了解を得てやっております。超勤としましては当然勤務しておりますので、対象となっております。

○議長（熊谷直行） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 遅くまで仕事をされてる方に、ほんなら次の日同じように出勤されているんですかって聞いたことがあります。そして、していますということで、いやこれ体が本当に大丈夫かなというのを本当に私はそのとき聞いて思ったんですね。これを続けていると、たまにであれば、たまと言われるか

もしれませんが、特定の課がそういうことが時期的にはあるものですから。遅くまで仕事をされて、次の日も出勤時間来てすぐしなきゃいけないと。それで、本人さんが休憩する時間が多分ほとんどそれであればいいことになり、また反対に言うと、職場に来られてばうっとされていてこれは反対にもう困ります。だから、状況にもよると思うんですが、余りにも特定の職員が遅くまでなって、ここに書いてありますように、この職員の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的とするということが損なわれないように今後注意していただけたらということを申し上げておきます。

○議長（熊谷直行） これ、答弁は。

（服部千秋議員「いえ」の声あり）

ほかに質疑はありませんか。

上田富夫議員。

○上田富夫議員 人事院の勧告ということで公務員はスト権ないですからやむを得んと思うんですけども、ただ1万社余りのを参考にしたということなんですけれども、日本の企業の99.7%は中小企業、中小零細企業ですね、大企業というのはもう後の0.3%くらいが比率になっとるわけなんですけども、行政というのはやっぱり一応大企業並みの給与水準という考え方なんでしょうか。その辺はどういうふうなお考えをされとんのかお尋ねします。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） なかなかちょっと難しい質問でございますが、やはり太子町の場合でしたら200名の職員ということでございますので、大企業といった部類には入っていないという感覚でございます。その3%ほどの全国の大企業ということでございますので、各それぞれの地方自治体にとりましては大企業とは言えないと思っております。

○議長（熊谷直行） 上田富夫議員。

○上田富夫議員 多分大企業と比べるとレベルは低いと思いますね、太子町の給与水準は。ただ、仕事の面からいうたら楽ですわ

ね。大企業ほどの濃密な仕事内容ではないと思います。私がじっと見とるんではまだまだ甘いところあるんですけども、だから一概に仕事と給与と、高いか安い、楽かえらいかというのはなかなか判定難しいんですけども、ただ住民として、納税者としての立場からいいますと、やっぱりそこが余り乖離があると、特に県とか国と違って町の場合はほんまに毎日の実態が見えてますから、議員もそうですけれども、職員の場合もほとんど町内で顔を知られて、いろんな行動が知られるという非常に窮屈なところもあると思うんで、なかなか大変だと、そういう面では大変だと思うんですけども、しかし一方で考えたら、それだけ仕事をきちっとやっておれば住民の評価は得られるという、そういうこともあるわけなんで、私は給与が高いとか安いとか言いませんけれども、ただ問題はその人たちの能力を、私は100%その職員の能力を引き出しとるかということ、必ずしもそうではないんじゃないかと思うんです。ですから、その辺の能力を引き出すというのはやっぱり管理といいますか、上の責任なんですね。そこんところが私はもう少しやっぱり機能せないかんのと違うかなということを思っています。だから、今町長が給与のことを考えてないというようなことをおっしゃったけども、そうでなしにやっぱり考えてないというよりは自分の考えはこうなんやということをしきと、いい悪いはまた別の話なんで、ただ考えとしてこうだというようなことを打ち出して、だから職員もやりなさいよという、そういうやっぱり指導力というか、そういうものが非常に大事やと思うんで、その辺について、やっぱりそれは言葉も大事ですけども、自分の行動も含めて給与ということも非常に、人間というたらおかしなもんで、お金のことにまつわると、一番関心があるというか、そういうことになると思うんで、今のこの日本の置かれておる、いわゆる太子町もそうなんですけれども、置かれている立場からいえば、この辺で少しやっぱりそういう面で

指導力を発揮される、ある種チャンスやないかと思うわけなんですけども、その辺について少し町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（熊谷直行） 町長。

○町長（首藤正弘） まず、第1点でございますが、我々のこの太子町の行政がどの規模に、大企業と思われておるか、中企業か、そういう私は物差しではないと思います。特に企業等々はすべての面で利潤を追求いたしております。我々はサービスを提供する分野、特に公務員っていうのはそういうところで住民の福利厚生、そうした面を十分に考えていかなければいけない、あくまでも利潤を追求するものではないと。しかしながら、給与等々につきましてはそうして人事院勧告等に基づいて我々はそれに準拠して支給いたしております。その中での取り組み、職員のやる気等々の問題、これは私はバブル期であろうと景気低迷のときであろうとやはり公務員としての、地方公務員としての責務、それはしっかりと果たしていかなければいけない、このように考えるところでございまして、その知恵と申しますか、それぞれの分野で私は職員はやってくれているというふうに考えております。やはり目につくところがあれば、私自身もその都度指摘もし、やってきておるところでございまして。そうした意味におきまして、私は企業と我々行政、公務員との差というのはそこにあるのではないかと、このように考えております。我々は今のところ、現在はやはり人事院の勧告に基づいて推移していく、これが基本というふうに考えておるところでございまして。

以上です。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

中井政喜議員。

○中井政喜議員 1点だけお尋ねをします。

まず、一般職の職員の給与に関する条例改正なんですけれども、その中で今回の改正で試算した金額というところでお尋ねをします

が、まず給料の引き下げの金額は試算されて幾らほどになっているのかと、それと期末勤勉手当の試算した金額、また住居手当の試算した金額、それと時間外勤務手当の試算した金額とをもし試算されておれば説明をいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（熊谷直行） 総務部長。

○総務部長（佐々木正人） これは12月の補正で出させていただきますが、一応給与の4月にさかのぼっての給与改定による減額ということでございまして、これは12月から3月までが引き下げに伴います金額としまして約40万円ぐらいの給与でございまして。

それと、賞与に関しましては、期末、勤勉合わせまして、先ほど申しました約1,200万円という金額でございまして。

時間外につきましては、これは条例の改正をして来年4月から施行する分でございますので、影響としての額ははじいております。

○議長（熊谷直行） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条の規定によって、お手許に配りました議案付託表のとおり総務常任委員会に付託することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は総務常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時17分）

（再開 午後1時44分）

○議長（熊谷直行） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前に委員会に審査を付託いたしました

議案第56号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第58号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これらの議案3件については、所管の総務常任委員会に付託して、休憩中にご審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務常任委員会委員長服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、本委員会に付託のありました3つの議案につきまして報告をいたします。委員会審査報告書を読みながら報告をいたします。

なお、委員と当局の質疑答弁につきましては後日文書で配付いたしますが、本日は口答にて委員会で出ました内容について幾つかご紹介をいたします。

では、委員会審査報告書を読み上げます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第56号。付託年月日、平成21年11月26日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年11月26日（木）午前11時25分から午後0時12分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

また、附帯意見として次の2点をつけさせていただきます。

特別職等については町独自で検討し、さらに引き下げることを。議員については特別職に準ずる規定を削除し、みずから決定すること。

議案第56号の中で出ました質疑答弁についてご紹介をいたします。

委員、特別職の給与を下げることを考えるべきではないか。

当局、現状を考えると下げることは考えていない。

委員、職員300人中200人が正職員で、100名はそうでない、これは大体の人数ですけども、職員の中でも格差社会ができたのかなと思う。所得のある町民の3人に2人が課税標準額200万円以下の所得だ。その辺も考えて下げるべきではないか。

当局、何度も申し上げているが、民間と比べて本当にどうかということもなかなか難しい面があると思う。民間は利潤のあるときはハイレベルの給与だが、我々はそういうことはない。公務員のバッシングは不景気なときに起こるものだ。与えられた仕事をこなし、住民の負託にこたえるべきではないかと思う。

以上のような質疑答弁がございました。

続きまして、議案第57号に移らせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第57号。付託年月日、平成21年11月26日。件名、太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年11月26日（木）午前11時25分から午後0時12分。3、審査経過及び結果、審査結果は賛成多数により可決すべきものと決した。

附帯意見、特別職等については町独自で検討し、さらに引き下げることを附帯意見としてつけさせていただきます。

議案第57号の審査において出ました中から質疑答弁をご紹介します。

委員、昨日仕分け人のことをBSテレビで見ていた。聞いてびっくりのことが多い。ほとんどのことが規制を変えれば地方でやれるとのことであった。太子町教育長は県が、国がこう言ってると言っている。教育長の人選

は本当によかったのか。現在の教育長に給与を出してよいのかと思う。一部改正どころではないほど教育長に不信を持っているが、どうか。

当局、補助等の関連もあり、末端行政は国、県の補助に適合できるようやっていかなければならないと思う。教育長は6月に選任し半年だ。これから力量を発揮していただけるのではないかと期待している。教育畑から教育長に選任され戸惑いがあるかと思うが、教育長と連携しつつ任を果たしてもらうことを期待している。

続きまして、議案第58号に移らせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

記。1、審査した事件、議案番号、議案第58号。付託年月日、平成21年11月26日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。2、審査年月日、平成21年11月26日（木）午前11時25分から午後0時12分。3、審査経過及び結果、審査結果は全員賛成により可決すべきものと決した。

議案第58号の中で出ました質疑答弁について幾つかご紹介いたします。

委員、職員の健康を考えれば代休的なものは前々からとらせることになっているはずであったと思うが。

当局、振りかえ勤務命令は休日、祝日に町外で勤務するとき、また他課、ほかですね、ほかの課、他課にわたる事業で出勤したとき、約10の事業について行っている。

委員、代休は100%とらせているか。

当局、とらせている。

委員、12時を回って仕事をしているという意見が本会議の中でも出ていたが、そういうことはどの程度あるか。

当局、選挙のとき等、2から3時になるこ

とはある。12時を超えることはほとんどないが、少しはある。

3つの議案につきまして、以上のような質疑答弁がございました。詳しくは後日まとめて皆様にお配りをさせていただきます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（熊谷直行） 以上で総務常任委員会委員長服部千秋議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第56号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（熊谷直行） 挙手多数です。したがって、議案第56号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第57号太子町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（熊谷直行） 討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

次、上程中の議案第58号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

佐々木総務部長。

○総務部長(佐々木正人) 申しわけございません。

先ほどの議案第58号一般職の職員の給与改正の関係でございますが、私服部議員より質問がありましたときに、月60時間を超える時間勤務の対象者人数が何名かというお尋ねがございました。そのときに答弁としまして約40名というお答えをさせていただきましたが、これは20年度においては20名、21年度11月現在において15名という数字でございます。訂正をお願いしたいと思います。

○議長(熊谷直行) ただいま総務部長から午前中の答弁の訂正がございました。ご確認をお願いしたいと思います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(熊谷直行) 討論なしと認めます。これから議案第58号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(熊谷直行) 挙手多数です。したがって、議案第58号は委員長の報告のとおり可

決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年第7回太子町議会臨時会(第422回町議会)を閉会します。

(閉会 午後1時57分)

~~~~~

議長あいさつ

○議長(熊谷直行) 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の格別のご精励を賜りまして、今臨時会に付議されました案件のすべてを滞りなく議了することができましたことは、町政のためまことにご同慶にたえません。ここに謹んで議員各位のご精励とご協力に対しまして、衷心より敬意と謝意を表する次第でございます。

しばらくすれば師走となつてまいりますが、議員各位におかれましては、この上とも健康に留意されまして、町政伸展のため一層のご精励を賜りますようお願い申し上げます。まことに簡単措辞ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

町長。

~~~~~

町長あいさつ

○町長(首藤正弘) 平成21年第7回太子町議会臨時会(第422回町議会)を閉会されるに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の臨時会におきましては、付議案件につきまして適切に議決いただきましたことに深く感謝を申し上げる次第であります。

寒さ厳しい時節となりましたが、議員各位におかれましては、ご健康に十分留意いただき、町行政のさらなる振興に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、臨時町議会の閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりこ
こに署名する。

平成 年 月 日

町議会議長 熊 谷 直 行

署名 議員 井 川 芳 昭

署名 議員 清 原 良 典